

平成29年12月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年12月6日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年12月6日(水) 午前 8時56分
閉 会 日 時	平成29年12月6日(水) 午後 1時57分
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 橋 本 稔 細 川 英 俊
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 9 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 7 0 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 7 1 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち 本員会に付託された部分	原案可決
第 7 3 号	平成 2 9 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長 田 島 史

都市整備部副部長 島 田 友 光

都市整備部副部長 高 橋 英 樹

都市整備部参事兼都市計画課長 白 井 邦 昌

都市計画課副参事 島 村 信 行

都市整備部参事兼建築課長 大 塚 泰 史

市街地整備課長 清 水 千 之

市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長 中 越 好 康

（建設部）

建設部長 小谷野 幹 也

建設部副部長 村 田 弘 一

道路課長 原 口 正

工事課長 中 根 治 人

工事課副参事 関 口 敬 一

下水道課長 矢 部 正 樹

水道課長 三 村 正

吹上支所長 吉 田 憲 司

川里支所長 望 月 栄

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開会 午前 8 時 5 6 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と細川英俊委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第69号 市道の路線の廃止について、議案第70号 市道の路線の認定について、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第73号 平成29年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第69号及び第70号を一括して議題とし、執行部から説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第69号及び70号について、一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第69号及び議案第70号は、市道の廃止及び認定について議決を求めるものです。関連がありますので、一括してご説明いたします。内容につきましては、廃止1路線、認定2路線となります。

初めに、議案第69号、市道の路線の廃止1路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。まず、市道L-550号線でございますが、起点を鴻巣市下谷字岡1120番1地先とし、

終点を鴻巣市下谷字岡1119番1地先とします。幅員1.8メートル、延長15.5メートルの路線でございます。これは、市有財産売却処分により認定を廃止するものです。以上、1路線の廃止をお願いするものです。

続きまして、議案第70号、市道の路線の認定2路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。まず、市道C-651号線でございますが、起点を鴻巣市逆川1丁目56番3地先とし、終点を鴻巣市逆川1丁目55番2地先とします。幅員4メートル、延長21.7メートルの路線でございます。これは、現況が建築行為に伴う道路要件であります幅員4メートル以上を満たしている道路について、これを新たに認定するものです。

次に、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思います。市道F-342号線でございますが、起点を鴻巣市赤見台2丁目14番126地先とし、終点を鴻巣市赤見台2丁目14番123地先とします。幅員4.5メートルから5.5メートル、延長107.68メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い、認定するものです。以上2路線の認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定する開発道路1路線につきましては、補修等を要する場合は建築物等がある程度できた時点で補修等を行うことで開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時01分)



(開議 午前10時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第69号及び70号について質疑を求めます。質疑はありません。

んか。

(細川) それでは、私から議案第69号についてお伺いをさせていただきます。

こちら道路の廃止の案件ですけれども、現場見させていただいて、今の現状として畑での一体使用というような形で見受けられたのですが、これまでの使用状況についてどうだったのか、お伺いをさせていただきます。

(道路課長) 今までには現況、あの状態を見る前にちょっと確認に行ったのですけれども、今畑になっている部分、その部分がやっぱり隣が材料置き場になっていたと思うのですけれども、同じような形で材料を置いてあった部分もあったのですけれども、その後見に行ったときにもうあの状態ということになっていました。

以上です。

(細川) そうすると、農道として明確に切り分けられていたというところではなくて、畑の一部というような形で使用されていて、そこに資材が置かれていたという認識でよろしいでしょうか。

(道路課長) そのとおりです。

(細川) そうすると、これまで市道として使用していた、認定として市道だった部分を私有地の一部として使われていたという現状があったわけですが。恐らくあそこが市道だなんていうのは、あの使い方を見ていると、誰もがわからない状態で隠れていた部分だと思うのです。そうした部分の費用負担のところというのはどうなっていますでしょうか。

(道路課長) 一応占用という形ではもらってはいなかったのですけれども、今回新たに申請が上がった時点でそういう部分に気がついたということで、特にその辺の占用料を取るとか、そういうことにはならなかったです。

(細川) そうすると、もう今回廃止をしたいという部分で議案が上がっているわけですけれども、このわかったところから承認するまでの間というのはどういう扱いをされるのでしょうか。

(道路課長) 一応お金のやりとりはないのですけれども、とりあえず認

定されている道路ということで、一応今まで資材とか、そういうものが置いてあった部分については、きれいに片づけてくれということで新たに認定を廃止しますということで指導のほうはしております。

以上です。

（細川）そうすると、以前民家、住宅の中に市道があって、もうそこはどう見ても壁があって、道路として機能していないでしょうという部分に関しては占用料みたいな形で取っていましたけれども、今回は道路としては使えるから、だからきちんとして、物とか置かずに道路として使える状態を保っていただければ、そうした占用料かかっていないというような、そんな認識でよろしいのでしょうか。

（道路課長）これ合っているかどうかわからないのですけれども、状況によって対処するという形しかないかなとは思っているのですけれども。

（細川）わかりました。以上です。

（橋本）まず、69号に関して。まず、赤道でいろいろたくさんこういうのがあるのだと思うのですけれども、これ販売価格というのは幾らで、それがこの地域のほかの土地と同じような単価なのか、ちょっとそれだけ教えていただきたい。

（道路課長）払い下げ単価については1万1,900円。面積的に27.9平米ということなので、全体的な金額につきましては33万2,010円ということになっております。

（橋本）これは、その近隣と同じような同等の単価ということでしょうか。

（道路課長）そのとおりです。

（橋本）あと、これ要するに赤道と言っていたと思うのですけれども、これ以前のときも昔聞いたことあるのですけれども、これ多分市にこういう道がたくさんある。結構あるわけですね。これ以前も把握できないというのを聞いたことあるのですけれども、これ市の財産ですから、販売したり、例えば使用料とか取れば、お金になるわけではないですか。こういうの赤道とか調べる方法というのはやっぱりないものなのでしょ

うか。

（道路課長）以前も同じような質問をされたときに、やはり申請が上がった時点でということで一応答えてはいるのですけれども。

（橋本）多分以前も質問したのですけれども、何かもったいないような。どうしても申請というとき、家を建てたり、そういったときにしかわからないということなのですか。わかりました。

あと、70号もいいのでしたか。

（委員長）はい。69、70で。

（橋本）70号のほうで、逆川のほうです。これちょっと確認なのですけれども、袋小路ではないですか、こういう道。こういうのは、本来は消防とかいろいろ問題で、市の認定をこれからされないのかなと私は思っていたのですけれども、あの場合、例えばその先に造るということとはできないと思うのですけれども、そういったところも市道としては認定するのですね。

（道路課長）こちらについては、奥に家を確認していると思うのですけれども、そちらの方から現況のままでは接続要件を満たしていないため、建てかえの際に建築審査が足りないということで、今回の要望書という形で出てきたものなのです。それについて市のほうで認定をしようということで、今回上げさせていただきました。

（橋本）先ほどもちょっと確認はしたのですけれども、基本的には舗装はしない状態で認定ということではよろしいのでしょうか。

（道路課長）今の現況のままです認定するという形で。

（秋谷）やっぱりやりとりだけだと誤解が生じてしまうかもしれないから、ちょっと70号の逆川のほうのC-651号線ですけれど、もともとこの市道部分の登記簿上は市のものだったという認識でいいのですよね。

（道路課長）こちらについては、昭和41年5月30日に寄附採納を受けているのです。正直に言いますと、そのときの認定漏れという形になってきます。

（秋谷）それで、もともと市の所有であったものが、今回たまたまこういった形で認定することになったのは、その件についてはやむを得ない

としていいのですが、その当時、寄附採納を受けたときは、何メートル道路で寄附採納を受けていて、例えば今回この建築行為をするのに当たって何か寄附を受けた部分というのはあるのですか。それはないのですか。

(道路課長) 今回幅員と延長については、幅員4メートル、延長21.7メートルということで認定するわけなのですけれども、当時と変わっていないと思います。

(秋谷) あと、現場で隣の橋本委員とちょっと話をしたのですけれども、仮にこの奥に建築した方が自費でここを舗装したいと言った場合は、これは例えば市側が認めれば舗装はできるものなののでしょうか。

(道路課長) その建て主が市の道路を舗装するという形になると、施工承認という形で承諾をするという形になります。

(秋谷) 仮にその施工承認をして、所有者の方が舗装をしてしまった後の、その舗装の管理というのはやはり市がやるのですか。

(道路課長) そのとおりです。

(阿部) 本当に漠然とした質問なのだけれども、これたしか荒井さんというお宅が以前寄附をしたと。しかしながら、例えばの話で、現在に至ったら、今度は前のうちが、奥は住んでいないから、そっくりこれを購入したいと言ったときに、これ市に寄附してしまっていますから、これをもう一度買い戻すなんていう、そういった例というのが過去にあったのか。例えばの話だから。これを今荒井さんは寄附された。しかし、荒井さんの前に住んでいる方が、この荒井さんの土地も含めて一体活用したいというようなことになったとき、今度、では市からこれを廃止して払い下げを受けたいというような場合、これそういった例というはあるのか。これゼロではないと思うのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時09分)



(開議 午前11時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 今までちょっと例がないということで、よろしいでしょうか。

(申し上げようがないと言わなくちゃの声あり)

(道路課長) 申し上げようがありません。

以上です。

(加藤) では、2点ほど聞きます。

先ほど秋谷委員のほうから自費でというような、自費で舗装する場合は可能なのでしょうかという話がございました。そもそもその議論の中で、寄附を以前に受けているというところだったのですけれども、寄附を受けていて、今道路認定はされていなかった段階で、先方のほうとしては固定資産税がかからない形になろうかと思うのですけれども、今のまだ認定を受けていない現状の中で市が負う義務としてはどんなものなのか、ちょっと確認してみたいと思います。どういうケースでどういう義務を負わなければいけないのかというのを、ちょっと考えられるものを挙げていただければと思います。

(道路課長) 市に寄附を受けたということで、その辺の維持管理の部分では市には管理責任というのはあると思うのですけれども、その場合、草が生えているとか、そういう形の維持管理はあると思います。

(加藤) それでは、また先ほどの質問の中で、舗装を今後その奥の住んでいる方が自力でやる場合ということで、その舗装をするときのレベルによっては、舗装したけれども、またすぐ穴あいてしまったとかということもあると、その管理が市になって、アスファルトが穴あいてしまった、また埋めなければいけないとかということになると思うので、では自力でやりますよといったときも、その工事レベルというのは、市がこういうレベルでやってくださいねというような一定の基準に基づいて、その指導のもとにやるということでのいいのかの確認をさせていただきたいと思います。

(道路課長) 委員さんのほうも現地のほうを確認していると思いますけれども、勾配的に今回奥に宅地があるということで、通常の舗装であると宅地にみんな水が入ってしまうという状況になりますので、ある程排

水能力を得た形の施工ということで市のほうはお願いするような形になると思います。

以上です。

(加藤) 私のほうとちょっと質問の趣旨と違った形になってしまったのですけれども、私先ほど穴があいてしまったりとかという、つまりその強度です。アスファルトの強度によっては、水が通る形の施工とおっしゃいましたけれども、弱くて穴があいてしまった、だから市のほうで今度この穴埋めてよというような形にならないかと、強度面でどんな基準でやっていただくのか。いや、一切ないですよということなのか、ちょっと教えていただければ。

(道路課長) 通常の開発で市のほうが舗装の組成ということでお願いしているのですけれども、その構造令に合った形で指導するような形になると思います。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第69号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、私から何点か。

まず、歳入でもあった、歳出でもあった損害賠償の5件分というものの内容を教えていただきたいと思います

(道路課長) まず、1件なのですけれども、こちらのほうにつきましては専決処分の報告でもありましたとおりなのですけれども、まず報告第10号のほうになります。こちらについては、現場の場所については上谷になります。こちらについては、対向車とすれ違うために道路の左側に車両を寄せたところ、路肩に段差があって左側前輪のタイヤをパンクしたものの。

続きまして、報告第11号、こちらについては場所については吹上の富士見、こちらについては道路を横断している側溝のふたにすき間が出ていたため、そのすき間に前輪がはまって転倒し、腰部を負傷するとともに自転車をパンクしたということになります。

続きまして、報告第12号、こちらについては12号、13号、同じ川里の北根になるのですけれども、そちらにつきましては、路上において舗装の一部が剥がれていたため、アスファルト片が通行中の車両によって飛散し、駐車場に駐車していた相手方の自動車のバックドアを破損したと。縦列駐車で並んでいたのですけれども、後ろの車のバックドアに当たった舗装の破片が前の車の屋根に当たりまして、2台とも破損してしまったという事故になります。

続きまして、報告第14号、こちらについては寺谷、こちらについては道路上に水たまりができており、舗装の一部が剥がれて段差が確認できなかったということで、左側の前輪のタイヤをパンクしてしまったという

ことになります。

以上です。

(橋本) いつも専決処分でいろいろ毎回毎回こういうのあるのですけれども、これはほかの一般の方たちも結構いろいろなところでそういう損害を受けているのだと思うのですけれども、こういったときってどういう形で市のほうに連絡が来るのですか。

(道路課長) ほとんどが電話連絡になります。

(橋本) 実際損害賠償になるもの以外に、結構いろいろな話は来ているものなのでしょうか。

(道路課長) 市のほうとしても連絡を受けないとわからない部分があるので、その辺は一度連絡をいただいて、対応するという形になります。

(橋本) 今かなり道路に穴があいていたり、例えばうちのほうは農地が多いので、かなり側溝のところは舗装が崩れたりしているところがあるので、こういったところの補修、こういったの結構あるのですか、こういう希望は。

(道路課長) 今委員さんがおっしゃるとおり、ある程度道路課としても道路パトロールとか、あとは現場に行くときに舗装の悪いところを補修したりとか、そういった形で補修のほうは行っております。あと、市の職員にもコンパス等で周知をして、なるべく穴のあいている部分とか危ない箇所については道路課のほうに連絡をくれということで話をしています。気がついたときにはうちのほうも車に補修材のほうを持って出かけておりますので、即対応という形では対処はしております。

(橋本) ちょっとだんだんいろいろなところが老朽化してきて大変だと思うのですけれども、ちょっとそういうところはしっかりしていただきたい。しっかりやっていただきたいなと思います。

あと次、19ページの道路維持補修事業、これきのう本会議でも質問も出たところなのですけれども、この台風21号での事業費430万円ですが、これは資料でもいただきましたけれども、これ何件分だったのでしょうか。

(道路課長) 稲わらの撤去につきましては、道路上のものと荒川の河川敷のものということで、全部で37カ所あります。その中で市で対応して

いる箇所として35カ所、その中で市の職員が対応しているものとして22カ所、業者を委託しているもの、これについて13カ所、プラスアルファで河川敷2カ所ということで、全体で37カ所という形になります。

また、あと河川敷でかなりの台風の影響で水の流れが強くて、舗装が2カ所めくれ上がってしまって、その部分についても今回補正予算を上げさせていただいております。そこについてとりあえず応急的に碎石等で段差がないような形で補修はしているのですけれども、年内中には、業者に委託していますので、舗装のほうを完了する予定となっております。以上です。

（橋本）稲わらなのですけれども、これ基本的には荒川河川敷なんかは結構畑の最後のぎりぎり、ポピーかやるところとか、かなり畑に稲わら行っていましたけれども、これに関してはやっぱり道路課は対応していないということで。

（道路課長）道路課としては、道路上にあるものということで基本に考えておりますので、畑とか、水路とか、その辺に関しましてはまた農政のほうと調整をして、片しのほうは考えていきたいとは思っているのですが、道路課としては安全確保ということで、道路上のものについては道路課で行うということで考えております。

以上です。

（橋本）あと、原材料、修繕用材料費で、先ほどポールもだめになってしまったということなのですか。

（道路課長）これについては、荒川の河川敷の中に多々うちのほうで管理している橋の部分があるのですけれども、そのポール自体が結構なくなっていたりとか、傷んでさびてしまったという形のものなので、あと滝馬室とか冠水橋があるのですけれども、そちらのほう農機具等が通ったときに、例えばトラクターの後ろの部分、狭い橋なので、ちょうどポールに当たったりとかして、曲がっている部分もあるということで、そういうものを交換するための費用ということで上げさせていただいております。

以上です。

(橋本) 確認なのですけれども、台風でなくなったわけではなくて、それ以前にぶつかったりなんかしてということですね。

(道路課長) そういう部分もあるのですけれども、維持管理上はやっぱり新しいものにかえていったほうが良いということで、今回上げさせていただいたわけなのですけれども。

(橋本) あとは、同じ都市計画課の訴訟事務に関してなののですけれども、これちょっと確認なのですけれども、まだもう一つ裁判があるということで、まだ全部終わったわけではないということでしょうか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) そのとおりです。

(橋本) それはまた大変だと思いますけれども、よろしく願いいたしますけれども、この費用、これは弁護士費用ということだと思っておりますけれども、今までこれに関してどのくらいこれは費用がかかったのでしょうか。

(都市計画課副参事) まず、裁判を起こされた場合に、着手金というのを支払っております。これは52万9,200円ございます。それだけです。以上です。

(橋本) では、それと今回の弁護士費用ということによろしいのでしょうか。

(都市計画課副参事) アークさんのほうと今調整をしているところですが、今現在は弁護士の報酬費ということを支払いになっております。

(橋本) その下のサイクリング道路維持管理事業、これは全部荒川の河川敷ですよね。ということは、国の管理だと思うのですけれども、これは全部基本的にはこういったものは市の財源でやらなければいけないというものなのではないでしょうか。

(都市計画課副参事) お答えします。

荒川の堤防、築堤とか、当然本体工事については国土交通省さんの財産ですのでやっていただくわけですが、今回サイクリング道路として鴻巣市のほうで占用という形でさせていただきます。その場合、堤内から堤外への横断を車が坂路からいたします。天端のほうを自転車が通ります

ので、そういう交差する交差点といいますか、そういうところの安全対策等、そういうものについては鴻巣市のほうがサイクリング道路として占用するための安全対策として費用を受け持つものです。その費用を今回載せております。

（秋谷）何点かお伺いしますが、まず19ページの道路課の廃棄物の収集運搬の委託なのですけれども、細かな話は先ほどの質疑のやりとりでわかっているのですが、1つ不思議なのです。何が不思議というか、私の理解が足りないのは、確かに道路上のものは市が処理するのはわかるのですけれども、例えば稲わらというのは農作物であって、どこの畑のものかというのは、それはもちろんわかりませんが、ただその出荷先が農協なのだか、何なのだか、そういう農家さんのほうで何か本来処分していただいてもいいのではないのでしょうか、どうなのでしょう。

（道路課長）委員さんおっしゃるとおりなのですけれども、場所によっては自分の田んぼの前の道路、そういったところを自分たちで集めて、田んぼの中で処分するというところもやっぱりあります。常光地区なんかだと、やっぱりその片したわら、それを1カ所に集めて、梨畑の肥料として使いたいということで、再利用で使っている場所なんかもあるわけなのです。市のほうで一方的に片づけるという形もあるのですけれども、やっぱり地域の人たちに協力してもらって、ある程度今に至っているというのが現状なのです。

以上です。

（秋谷）あと、この道路上の、要は民家、住民の方々が多く利用するところではあると思うのだけれども、例えば連絡体制というのは、住民の方々から、例えばすごく道路が広いからという連絡があったのか、それとも台風の後には市の職員さんがいろいろ安全確認のために見回っていた上でそういった状況になったのかというのはいかがだったのでしょうか。

（道路課長）道路パトロールによって主要道路といいますか、ある程度交通量の多いところとか、そういう部分については市のほうもパトロールをして、気がついた部分については早急に片づける。あと、通常だと余り農家の部分で通らない道路とか、そういう部分についてはやっぱり

ある程度の通報がないと、なかなか行けない部分もあります。田んぼの中とかそういう部分であっても、やっぱり今回台風21号の影響で、稲刈りとかそういうものがおくれたところについて、やっぱり議員さんを通じてこちらのほうに要望があったりとかということがありまして、業者委託をしてある程度地域的に片した部分もあります。

以上です。

(秋谷) いろいろ広いエリアのどこにこういう堆積物というか、ごみとか、稲わらが散らばっているかというのは、全部の市道を事細かく確認できるわけではないので、把握ができないだろうと思うのです。そうすると、個人個人のお宅で今回行政側に処分をしていただかない形でのやっぱり処分を知らない間にやっていたような状況もあったという認識でいいのでしょうか。

(道路課長) おっしゃるとおりです。

(秋谷) そうしましたら、次がサイクリング道路のことでちょっとお伺いをしたいのですが、この区間というのですか、今回該当しているサイクリング道路の先ほど下から上に、天端のほうに移すので、標識とかをというお話だったと思うのですけれど、区間的なものはどこからどこが該当するところになるのでしょうか。

(都市計画課副参事) お答えします。

現在、昔行人樋管と言っておりましたつつみ学園さんのところの土手、今大間近隣公園の予定地になっているのですけれども、起点、終点はちょっと別として、そちらから吹上と、それから熊谷の境まで、こちらを一応する予定です。若干当然今の築堤をコスモスアリーナのほうから一部武蔵水路あたりまで築堤をしていますので、旧吹上町さん、当時のサイクリング道路については築堤の一部に入ってしまったとか、ちょっと形態等も変わっております。それもあって、現在サイクリングの皆さん、サイクリストの皆さんは、中段の小段よりも当然天端の見晴らしのいいところを通っておりますので、国土交通省さんのほうから実情によっては占用のほうよろしいのではないですかということで、占用期間のちょうど切れ目もありますので、今回は行人樋管から吹上まで、いわ

ゆる鴻巣全体の部分をやる予定です。

続きまして、長さなのですけれども、現在は8,847メートルとしております。それが整合性を一部とっているのですけれども、最終的には9,232メートルぐらいです。

（秋谷）そうすると、私の知り得る限りで、今回天端に上げる前の状態のサイクリング道路の場所は、1段下がったところが例えば行人樋管のところであったり、あるいは部分的には糠田グラウンドの脇も……1段段差が下がったところを今までサイクリング道路で使っていたと思うのですけれども、ではその部分の占用というのは国交省に戻す、問題はその戻すというまず認識でいいのかしら、今天端のほうにかえるというのであれば。

（都市計画課副参事）はい、そのとおりです。

（秋谷）そうすると、今後あそこ下がったところも当然アスファルトされているのだけれども、その部分というのはもう国交省は何かお考えがあるのかしら。戻された後というのはずっとそのままの状態になるのでしょうか。

（都市計画課副参事）先ほどのそのとおりですというところをちょっと一部補足させていただきたいのですが、現在秋谷委員さんが言われている小段のサイクリング道路については、今までの懸念というか、懸案の事項が、舗装を、いわゆる原形復旧なので、剥がして、いわゆるきれいにして、それでないと一応占用の変更等はできませんよというような、そういうお話だったのですが、熊谷さん、それから川越さんの国土交通省さんの担当の方の意見もいろいろ変わりました、舗装はそのままでもいいですという。ただ、中に車どめとか黄色いちょっとUの字型の車どめがあるのですけれども、それについては維持管理上、これはそのまま存置をするものもあるのですけれども、一応そういうもの撤去はしてくださいと言われておりますので、舗装については今の状態のままで結構ですというふうに言われております。先ほどのちょっと補足します。

（秋谷）変な話になってしまいますけれども、あそこなまじっか舗装されているから、その利用をするにはある意味では使い勝手がいいところ

でもあるのですけれども、両方占用するということはいかなかったのでしょうか。例えば、私当然田間宮だから、あそこら辺の土手あたりはよくわかっているつもりだけれども、歩行者の方もいれば、自転車の方もその天端を利用するようになると、すごくスピードを出している方もいらっしゃるので、逆にどっちか、細いほうだけでも歩行者が使えたほうが逆によかった部分もあるのかなとか思ったりするのですけれども、明確に区分けができるから、今の状態だと。ただ、今度天端1本になると、歩行者と自転車と両方ではないですか。そっちのほうがかえって危険な場合もあるのではないのかなと思ってしまうのですけれども、どうなのでしょう。その両方占用というわけにはいなかったのですか。

（都市計画課副参事） 占用いたしますと、当然その後の維持管理といえますか、完全に道路工事とかで築堤工事のため、それをダンプとか大型車が走った場合の道路破損とか、そういうものについては別途協議になるかと思うのですけれども、通常の穴があいたりとか、そういうものについては占有者のほうの一応責任にもなりますし、あと当然今現在サイクリング道路の両端1メートル分を除草をしております。その除草費用というのが、かなりの延長があります。また、先ほど委員さんのお話の中で、二重というお話もあるのですけれども、そういうなっているところもありますし、なっていないところという、そういうちょっと統一性感もないまま、両方開放してしまうのはちょっと危険かなというふうに思いまして、維持管理の費用面もございまして、明確に今回は上の利用状況に合わせたということとさせていただきます。ただ一部、当然土手ですから自由に通行できるので、歩く方がご自分のご判断で歩いていただくというところまではこちらのほうは禁止をしておりますので、それはその方に応じて使っていただければよろしいかと思えます。

（秋谷） わかりました。

あと、サイクリングの標識の箇所は大体何か所ぐらいになりそうなのでしょう。

（都市計画課副参事） 今現在行人樋管から大体……武蔵水路の今度きれいになりましたけれども、そこあたりまでについては現状の標識をその

まま使えるかなと思います。先ほど委員さんのお話にあった小段の部分については、ちょっと撤去が必要かなと思うのですけれども、その先、熊谷の境までについては、ちょっとこれから詰めてはいくのですけれども、こちらのほうで個数、標識はこのぐらいという個数を大体50基ぐらい、または自転車なので、場合によって路面標示のほうが行っているのに見やすいのではないかとということもありますので、例えばとまれみたいな感じのものを含めて、一応箇所とすると、交差点はもう少し少なくなると思いますけれども、半分以下になると思いますけれども、基数とすると50前後を今考えております。

（秋谷）今回この予算が通った後に、この標識を設置するまでの期間というのはどれくらい見ておけばいいのでしょうか。

（都市計画課副参事）お答えします。

実際これから本申請はお出しするのですけれども、それまでは1カ月ぐらい、許可が出るまでは必要ですというふうに言われております。実際工事の発注については、それよりも前でも、それは市のほうでも構わないです。ただ、許可がおりるまで工事のほうは着手できませんと言われております。実際発注してから、いわゆる標識とか、そういうものの実際資材を調達しなければいけませんので、なるべく今年度には行いたいと思うのですけれども、今後の国土交通省さんとの許可がいつおきるかということのもちょっと注視していかなくてはならないかなと思います。実際始まってしまえば、当然のことながら、3カ月程度では資材調達からではおおむねできるかなと思いますけれども、ちょっとそういう見えない部分も多少あるかなと思います。

（秋谷）わかりました。

あと、19ページが一番下の市営住宅のところの需用費の施設修繕料のところですが、何件分かというお話が多分説明でなかったような気がするのですが、それだけちょっと教えてください。

（都市整備部参事兼建築課長）修繕費の内訳でございますが、これ補正予算を上げた段階の話でございますが、11月16日現在でリフォームについては4件を予定しております。その他修繕という形で教室等の修繕、

あるいは防災の設備の修繕、公園の設備の遊具等の修繕等も含めた形の
内訳になっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時52分)



(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(細川) 今回の補正の内容に当たって、1件だけご質問させていただきます。

今回専決処分で5件の賠償に関して既にもう上がっておりますけれども、補修の対応状況ということで、説明資料のほうを見せていただいて、当日ないし翌日には補修を終わっているということで、迅速な対応ができているのかなと考えております。ことしに入っても相当件数こうした賠償責任ということで専決処分が行われて、報告がされておりますが、同様にやはり迅速な対応がされているかと思っておりますが、その後です。ですので、ファーストアクションはまず適正に適切に行われていると考えますが、その後の補修に関してどのようになっているのかということでご質問させていただきます。

(道路課長) 場所によって、緊急の場合行ったときに、土のうとか砕石とかを置いて、仮にその後本復旧という形でする場所もあるし、その場でレミを入れて補修をする、その後業者委託をして、ある程度全面的に打ちかえるという形でその後の維持補修もやっております。

以上です。

(細川) そうすると、二次補修されない部分というものに関しては、当然この事故物件だけではなくて、市民からの問い合わせ、また要望とかも含めて、一次対応は恐らく即時ご対応いただいているものだと思うのですが、その後の二次対応、二次復旧というのですか、そちらのほうはケース・バイ・ケースで行っているというような、今のお話だったのですけれども、やはりそれは危険度がどういった形なのかという部分がそ

の二次復旧に当たっての判断材料となってくるのでしょうか。

(道路課長) そのとおりです。全面的に舗装が割れているとか、部分的に穴があいているとか、そういう場所については常時埋めていくのですが、ある程度全面的に舗装が悪いとなると、それについて継続的に予算を組んで、面的にやっていくというのが基本で考えております。以上です。

(細川) 当然事故が起こるというところに関しては、仮復旧だとなかなかしんどいのかなと思うのです。二次災害を防ぐためにも一次対応としてはもう即時やっていただいていることは、これはもう非常にありがたいことですし、そのとおりだと思うのですが、二次復旧の部分に関してなかなか手が回り切っていないのかなというのも推測するところもあるのですが、そうしたところはいかがですか。

(道路課長) 臨機応変という言葉はおかしいのですが、場所によってやっぱり頻繁に穴があく場所とかがやっぱりあるのです。そういう場所については計画的に全面的に打ちかえるとか、あと道路パトロールを集中的に、雨が降ったとき行くとかという形では道路パトロールをやってはおるのですが、全面的に打ちかえるとなると、ある程度の予算がないとできない部分もありますので、その辺は常時予算を組みまして、全面的に打ちかえる方向ではやっております。

(細川) では、ちょっと内容が変わるのですが、こうした事故の報告、損害賠償の報告という部分に関して、やはり市民もしくは通行者のほうからの連絡であったりだとか、また申請であったりだとか、こういった形がちょっと把握できておりませんが、そうしたことで対応するというような形にはなるとは思うのですが、実際に、ではそれを、いや、これうちには関係ないよということで却下するものも当然あるかと思うのですが、その件数、実際に賠償金を支払っている件数、却下している件数というのは、どの程度出ているのか把握していますでしょうか。

(道路課長) 数字的なものはちょっと資料がないのでわからないのですが、実際に連絡を受けて現地を確認して、それに伴って保険会社さんのほうに相談をして、保険会社さんのほうも現地を確認するのです

けれども、そのときの対応というか、保険会社さんの対応の仕方によって、これについては市のほうは責任がないとか、これについては何割負担ですよということで、その辺を保険会社のほうに確認をして、それから相手方に話に市のほうで行くという形の中で対応は行っておるわけなのですけれども、ちょっと件数的なものについては把握というか、今資料がないので、ちょっと答えられないのですけれども。

（細川）そうすると、対応するかしないかというのは、全て保険会社任せと考えてよろしいのですか。

（道路課長）市のほうも保険に入っていますので、案件が上がってきたものについては、まず保険会社と相談というか、保険会社の対応にお願いするという形です。市のほうが何もしないかというのと、そういうことではなくて、保険会社の話を聞いて、そのことについてまた、けがをされた方とか、事故に遭われた方のところに行って話をするという形で、そういう対応はしております。

（細川）そうすると、何を基準にしているのかというのが物すごく不明確に聞こえたのです。保険会社であれば、自社のルールとしてこういうルールで賠償責任を負いますよというような形できちんとルール化されていた上で、その金額であったり、対応するしないという可否に関しても全てルールにのっとりた状態でやっているかと思うのです。それを参考に担当者の方がどうするのかということを考えていくというふうに今聞こえたのですけれども、それであれば明確なルールがない状態で担当者の個人的な見解も含まれているのかなと、ここは対応しなければいけないけれども、ここは対応しなくていいやとか、この人仲がいいからやっぱり対応しておいてやろうとか、いろいろといつときはやったそんなくもあるのかなとか思ったりするのですけれども、そうした部分というのは明確なルールはあるのですか。もう一回確認します。

（道路課長）自分が今言ったことが間違っていたのかもしれないですけれども、市のほうの見解でなくて、まず保険会社さんのほうの対応をそのまま相手方に報告するという形にしているのです。だから、市としては判断を下さない。保険会社さんのほうの判断をそのまま相手方に伝え

るという形にはしているのですけれども。

（細川）そうすると、その判断基準は保険会社の基準、保険会社がこうですと言ったものが全て対応の中身という部分になるのですね。

（道路課長）そのとおりです。

（細川）そうすると、民間の中でそうしたきちんとしたルールの中でやっているというのであれば、ある程度同様の内容に関しては同じように対応がされているかと思うのですが、却下されるものとそうでないものというのが出てきているというのもちらほら耳にもしているところもあるのです。そうしたところの違いというのは何が原因で出てくるのでしょうか。というのが、やはり行政が客観的に見れば支払っている、責任を負っているというふうに見えるのです。その判断基準が保険会社であったとしても、市民からすれば市のほうからきちんと補償をいただいたというような形で考えると思うのです。そここのところに差があるというのはおかしいとは思いますが、そこは一気通貫でもうきちんと同様の事例に関しては同様の処理の仕方がされているというふうに考えてよろしいですか。

（道路課長）同様に処理していると考えております。

（阿部）細川委員が質問した内容と関連いたしますが、前回9月議会のときに私道路課長に申しました。ある事故について、私も相談を受けたということで話しましたよね。その件については、何ら補償する義務はないというような見解を伺いました。その後、事故後まばたきする間もなく、それこそすぐ補修をしたと。なぜかと聞いたら、危険だからというふうにおっしゃった。今回この専決処分、5件あります。前回はたしかこれより数が少なかった。非常に保険会社が厳しいのですというような話もされていた。ところが、今回5件出てきて、この10号については相手方が自転車で通行した際、対向車とすれ違うため道路の左側に車両を寄せたところ、路肩に段差が生じていたため、左側前輪のタイヤを破損したものであると。

これとほぼ同じような、うっかりすると、それこそ前回私が申し上げたほうが、これよりももっと補償しなければならないのではないかという

ような事案だというふうに私は思っているのです。というのは、舗装が欠落していて、そしてそこに草が生えていて、そして欠落していることがわからないと、確認できないという状況のものであったにもかかわらず、課長は回避できたはずだと。回避したのは、対向側から自転車が来たのをよけるために左側に寄ったら、そこがぼこっと陥没しているというか、舗装がとれてしまって、そこに草が生えているから、そこで車を破損したと。今回のこの事案とどこがどう違って、そして何ゆえその補償に値しないということが言い切れるのか。それこそ10対ゼロというか、それはあり得ないというふうに私は思うのです。保険屋さんの言うことに全てお任せしていると。保険掛けているのは市ですよ。こういうことにも少しは目を開いてくれないと困るよということをやっぱり契約時にしっかり言うでしょう。極力幅広く補償をしてくれということはおっしゃるでしょう。

片方は補償して、片方はゼロだと、回避できたはずだというようなことおっしゃる。今度は川里の北根というところで起きた12号、13号か、専決処分の。アスファルトが剥がれていたためと、これこそ夜とはいえ、ライトがついているわけだ。回避できたのではないの。それを前例のものについて回避できたはずだというのであれば、これだって回避できた事案ではないかなというふうに思うのです。今現在、この前私が質問した事故については、現在どうなっていますか。

(道路課長) まず、上谷の件なのですけれども、こちらについては車と車がすれ違う際に路肩によけたところ、段差があって前輪をパンクしたということで今回上げているのですけれども、9月に出た案件については、保険屋さんのほうからその辺の違いについてちょっと相違点ということではいただいているのですけれども、この前の9月の件については相手方が自転車であって、こちらが車であったということで、本来だと草に入らなくても手前で待っていられたらと、実際に事故の状況を見ると、本来だととまれるスピードということでは言っていたのですけれども、実際には前輪及び後輪、また車の下回りということで、この状態だととまれる状態ではないだろうという見解で、運転に瑕疵があったので

はないかということで、保険屋さんのほうが10対ゼロということで割合を出したわけなのです。今そちらというか、今回事故に遭った関係で、今質問状がうちのほうに届いています。それについては今弁護士に相談して、その辺の質問の内容についてどう答えるか、その辺を今検討しているところです。

以上です。

（阿部）いずれにしても、手前で待っていればよかったということを行うのであれば、この北根の一件も、恐らく手前で待っていれば回避できたのだ。

（道路課長）北根の2件については、これについては駐車場に2台縦列でとまってあった車に対して、道路上にあった破片がその車にぶつかって車に傷がついてしまったという件なので、こちらの件とはちょっと違うと思うのですけれども。

（阿部）だから、回避できたはずだと言うのだったら、道路上に破片があったわけです。車にはライトがついているのだ。猫が出てきたってわかるのだ、夜でも、夜とはいえ。何でそんな大きな破片が落ちているのに回避できない。それもやっぱり、それでは運転手側に瑕疵があるのではないのと私は思う。そして、さっき言った道路は狭隘道路だ。狭い道路だ、私が聞いた話の事故は。その狭隘道路において、回避すべきは自転車にあったのか。では、この破損したアスファルトを回避すべきだったのか。やっぱり人間と接触することを回避するのが一番でしょうが。だから寄ったのだ。道をあけてやることに、狭いより広いほうがいいだろう。そうでしょう。どう違うのだ、これと。この北根ではなくて、11号か、11号とどう違うのだと。どっちが狭い道路なのだ、ここの現場と私が言って聞いている話の現場とは。

だから、片一方には出せて片一方には出せない。私は、ほぼ類似する事案だというふうに思っているのです。だから、今回この専決処分を見たときに、あれ、何ゆえこういうことになるのだろうというふうに、これは疑問に思った。今後もそういうことで保険屋さん任せだったら、裁判所は要らないのだから。やっぱり私に相談した人がどういう手段に打っ

て出るかわからないけれども、これはこういう例があるというのと、やっぱり難しいのではないかなと思う。それで、しっかりと保険屋さんに、契約しているのは市なのだから、市のほうで幅広く手厚く補償については対応してくれということを申し入れなければだめだと思う。それ聞いてくれないような保険屋だったら、やっぱりチェンジする必要があるだろうと思うのだけれども、見解をいただきたい。

（道路課長）今の案件については、今弁護士さんのほうに相談していますので、またその見解が出てからということ。

（阿部）わかりました。では、もしその人に会ったら、今度道路課のほうでも弁護士に相談しながら対応してまいりたいというふうに言っていたと、もし会ったときは、そのように私のほうから言っておきます。だけれども、解せないのは、どうして同じような事案なのに、片方には補償して、片方に補償しないのか。これは非常に疑惑をもたらす。ぜひ今後はそういうことのないようにしていただきたいなというふうに思います。

以上。

（加藤）2点お伺いいたします。

他の委員さんのほうからもお話があったので、ちょっとかぶりますけれども、先日の大雨の、道路のほうに稲わらが出てと、その処分についてです。先ほど収集と運搬ですか、そちらのほうにお金がかかったと、そういう補正だったと思うのですけれども、実際その稲わらを処分していくわけですか。そこの集めたものをどんな感じでどこにと。そこの処分についてのお金は、そこはかかっているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

（道路課長）今の質問なのですけれども、収集したものについては、吉見と行田の処理場のほうに持っていつていますので、収集運搬にはお金がかかりますけれども、処分にはお金はかかっていないということでお願いたします。

（加藤）それでは、これもちょっと今さきに委員さんが聞いていて、もう一度確認したいなと思っているやつなのですけれども、先ほどの今阿

部委員のほうもおっしゃっていたのですけれども、保険絡みのことです。ご答弁のところから、ある意味ちょっと聞こえ方としてはそこ任せで、その基準がまさに基準だというふうに聞こえたのですけれども、市の業務ですから、市が契約行為に基づいて保険屋さんに、うちはこういう部分が補償、こういうケースにはこういう補償をするのだと、市の責任として、それは負わなければいけないものは保険で対応するのだからという、線のつくり方というのは市が主体を持ってやっているのだと思います。では、今度はそういった案件が起きて補償をするかどうかの相手のところにご説明するのも保険屋さんだとしても、それは保険屋さんでいいのですよね。

(市のほうの声あり)

(加藤) 市ですか。済みませんでした。そういったところの主体性は、私は市だと思っているのです。ただ、ちょっと答弁の聞こえ方でいうと、何か相手の基準で相手任せに聞こえたものですから、いま一度そういった基準などを、保険契約をするときにはこういうことを補償してくれなというようなことでやりとりをした上でやっているという意味では、まさにそれが市の基準なのだと思います。市の要綱であったり、要領であったり、何かしらのルール決めがドキュメントであるのではないかなと思うのですけれども、そういう市の主体性は市の主体性であるということでもいいのですよねという確認をしたいと思います。

(道路課長) 契約をするときに市のほうがそこまでの基準を設けるということはないと思います。

(加藤) やはりそこ疑問だなと思っています。ということは、市は契約入るときにこういう場合は市が補償しなければいけないかなとかというやりとりもなく、とにかく保険入っておくからというように聞こえてしまうのです、今。そうではないですよというふうに思っているのですけれども、今の答弁だと、いやそこまでは詳しくしていないけれども、一応保険入っているのです。そうすると、市のほうでは基準がわからないから、こういうケースは出るのかな、わからないな、とりあえず保険屋さんに任せようというような、先ほど任せているという表現、まさに

それに当たると思うので。では、やっぱりそういうことなのですか。再確認なのですけれども、市のほうではわかっていないと、こういうケースには払われる可能性はあるだろうなど、市のほうでの瑕疵という、市の責任というふうになるのだろうなどか、あるいはこのレベルだったら市のほうで払わなくてはいけないと思うのだけれども、そういう保険でやりたいのだけれどもという契約だったらわかるのですけれども、いやいや、うち別に基準はないのだけれども、保険入るねということなのですか。ちょっと気になったので確認。

（道路課長）事故によって保険屋さんのほうのやっぱりある程度の基準に基づいてやっているというふうに市のほうは認識をしているのです。ケース・バイ・ケースで昼間の場合とか夜の場合、雨が降っている場合とか、そういうものを想定した中で、保険屋さんがある程度基準を持ってその辺を判断して割合を確定しているものと市のほうは考えております。

以上です。

（加藤）私ちょっとしつこいように申しわけないですけれども、今約款という話があったので、ではそれは保険屋さんのほうから約款の説明をいただければ、もちろん向こうは専門家ですから、またなりわいでやっているのです、ボランティアでやっているわけではないので、出せるもの、出せないものあるかと思えます。ただ、約款でのやりとりがあったのであれば、約款をこちら、市サイドがそうですよねと、こういうケースは確かに今言った夜間であったり、明るい時間、暗い時間は違いますねと、それなので責任においてもなかなか責任の線引きが難しいケースは弁護士さんという形で、また専門家にご協力いただければ、これも私はいいと思えます。ただ、約款の説明をいただいているのであれば、約款で示してあって、それが市としても了解したら、市も了解した私は基準になるのだと思えます。なので、約款の説明をいただき、それで市としては、ではここまでは責任のあるものはやっていきたいと思います、線引きが難しいものは弁護士さんにやりましょうというのが、これがまさに市の考え方であり、市のこれが基準といえれば基準ということであれば、ああ、そ

うですかと聞けるのですけれども、今の約款の話がない状態だと、約款も知らないのですよみたいな、だからわからないのですよ、全部というのだったら、私はちょっとはてなマークが出てきてしまうのですけれども、約款をいただいた中で、それについてはそこまでの範囲というので市としても妥当だと思いますということでお互いが了解とれているということはいいのですか。そういうことでいいか。

（道路課長）そのとおりです。

（秋谷）ちょっと聞きたいのだけれども、今の話の続きになってしまうのだけれども、保険の話なのだけれど、根本的には事故というのは保険屋さんが全て判例ベースで割合やら何やらを全部出しているのではない。いろんな過去の訴訟案件のデータが基本的には保険屋さんにはあるはずだから、それに基づいて対応して、なおかつそういった判例に当てはまらないものについては、その場合場合でのケース・バイ・ケースの判断というものはあるだろうけれど、それでどうしても納得いかない場合は、もう先方が訴訟をするよね。そういう流れだと思うのだけれども、違うのかな。

（道路課長）委員さんおっしゃるとおりです。

（阿部）さっきから聞いていると、やはり全て保険屋さん任せだと。保険屋さんが白だと言えば白、黒だと言えば黒ということになるわけだけれども、私はさっきも申し上げたとおり、この事故が類似しているという中で、結局現在の場合は、現在までは10対ゼロという判断のもとに何の補償もしないということ。私は、恐らく人間の命のほうが大事だから、彼は急激に恐らくスピードダウンしてよけたのだろうと思うのだ、左側に。そのいわゆる欠損箇所を回避するのか、自転車を回避するのか。自転車を回避するのが当然のことであるというふうに私は思っています。そんな中で10対ゼロというのは、これいろいろ判例があるの何のと言ったって、恐らくあるはずです。10対ゼロは聞いたことない。これは10でしょう。こっちの……10号か。段差が生じていたためのほう、これは報告の10号だね。10号のほうは、これは10対ゼロですか、それとも6・4なのですか。

(道路課長) こちらについては市の責任が4割ということになっていきます。金額的には、被害額として1万6,146円、それに対して補償額として6,458円を支払っております。

(阿部) だとすれば、10対ゼロはないと思う。8対2とか、9対1とかというような数字がないわけではないと思う。あると思う。その辺のところを課長自身がこれについて補償すべきだと、あるいはこんなものを補償する必要はないと、どうお考えなのか。危険だと思うから即直したのでしょうか、欠損部分を。そうしたときに、課長だったら、これは払うべきと判断するかしないか。というのは、保険屋さんに幅広く手厚く補償してくれよとお願いするときに、やっぱり課長自身はこのことをどう思っているのか、お答えいただきたい。補償すべきとするか、ゼロでいいのか。

(道路課長) これは市の考えではなくて、自分の考えでよろしいのですか。

(阿部) 課長としての考えだ。市だ。

(委員長) 建設部長。

(阿部) 俺は課長に聞いているのだ。

(建設部長) 事故に対する補償の関係なのですけれども、市のほうとしては、まず道路の損害保険というのに入っているのですが、いざと、こういう事故が起きたときの対応として入っているのですけれども、うちのほうはまず事故が起きたときは連絡受けて、現地を見て、保険屋さんのほうに連絡して、保険屋さんにも現地を見て、保険屋さんは、先ほど細川委員、秋谷委員もおっしゃっていましたが、いろんな事例の中で判断をして、責任割合を出してもらっているものと思っています。それに基づいて、それに対してどうのこうのと市がまた個人的な意見で言うだけであって、それを向こうはそれなりの専門家で、事例をもとにこういう場合はこうなのだ、こうのだと、それをもとに出してきているのだと思っています。そんなものですから、うちのほうとしてはそれを受けて、相手方にこういう補償でどうでしょう、交渉をさせていただいているというのが実情です。ここはもう少し出てきたものに対して、ま

だ市のほうが多いのではないかとか、そういうのは実際のところは今現状的にはやっておりません。保険屋さんのものをもらって、現地調べた結果でこういう責任割合ですということで相手方に、それは市のほうがもらったものを相手方のほうに言って、市と相手方でお話をさせていただいていると。補償割合については保険屋さんに出してもらったものをそのままという形で今は動いています。

そういうことをございまして、先ほど阿部委員言われた10号につきましては、道路幅員のすれ違いが簡単にできる道路の幅ではないのです。車は相手が来たので、どうしてもすれ違ふのには、若干よけると路肩のところに片輪が出てしまうような道路幅なのです。そこでゆっくり行ったところが、前輪の部分が段差のところをすれてパンクしたというのが10号の例なのですけれども。前の議会のときにも話があった、先ほど課長が答えた内容で保険屋さんのほうに聞いたら、そういう現場の状況とか、あとは現場の状況と車と相手方とどういう状況にあったかを総合的に判断して、過去の事例をもとに出したのがそういう結果だと思うのです。今現在それに対して異議が出てきた場合には、さらに必要があれば弁護士さんに相談するというのが今のやり方です。

(弁護士さんに相談しているんだらうの声あり)

(建設部長) 何でもかんでもではなくて、必要に応じてなのですけれども、それは相手方からアクションが起きてきた場合は、そういう形で対応する場合もあります。相談させてもらうときもあります。なので、課長の個人的な意見というのを言っても、それは……

(個人的じゃねえよ、課長としての意見だから市だよの声あり)

(建設部長) 市のほうとしては、あくまでも保険屋さんの出したもので交渉はさせていただいていますので、課長がどうのではなくて、保険屋さんのプロが決めた割合で、その結果をもとに相手方さんと交渉をさせていただいているのが今の実情です。

(阿部) では、最終的には裁判も辞さないということでよろしいのだね。相手方がそういうことであれば。

(建設部長) それは、まだ交渉中でありますので、その相手方がどうい

うふうに言ってくるかにもよりますけれども、うちのほうとしてはそれで交渉は今交渉中ですので、どうするこうするは今申し上げられません。

(阿部) 交渉中って、誰と交渉しているの。

(建設部長) 加害者の方。加害者の方と……

(被害者だろうの声あり)

(建設部長) 被害者の方とうちのほうで保険屋さんを通じて出たもので、こういうこととということ今出していますので。相手方がそれではどうも納得いかないということであれば、その結果をもとに、うちはどうですよと。それでも、向こうは10・ゼロではおかしいでしょうとか、そういうので何か出てきた場合には、それなりにまたお答えしなければいけないですから、それなりに市はどうするかは考えていきたいと思えます。

(わかりましたの声あり)

(委員長) ほかに質疑はないですね。

(なし)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 0 分)



(開議 午後 1 時 4 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第73号 平成29年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 基本的なことをちょっと聞かせていただきますけれども、次亜塩素酸ナトリウムというのは、どこの市、町でも、これはどこの水道の企業体でも必要なものですよね。それで、1つ、これは原水の場合と地下水の場合と、地下水で鴻巣の場合引かれていると思うのですけれども、その場合でも同じ量を使用するのでしょうか。

(水道課長) 次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、井戸水の消毒用に使っているものでございます。県水のほうにつきましては、もう既に浄水として飲める水を配られてきておりますので、水道課のほう、鴻巣市の浄水場において県水に注入するというのは、よっぽどのことがない限りございません。ただ、実際には配水池の中に井戸水と県水のほうがブレンドというか、入りますけれども、その時点で残塩が低ければ追加で次亜塩を注入するという形になっております。

次亜塩素酸ナトリウム、井戸水につきましては、今やっているのは1立方メートル当たり約29キロの量を注入しております。

以上です。

(細川) 私も1点質問します。この水質及び保菌検査業務委託なのですが、業務委託ということは、外の業者さんに委託することだと思うのですが、この業者さんの選定と委託の方法に関してどのようにされているのかお伺いします。

(水道課長) 業者さんの選定につきましては、県内にある業者、一番最初は市のほうに出している指名登録業者さんの中から、市内にあるか、

なければ県内、また県内になれば関東程度まで広げるといった形で、その中で今水質検査につきましてはある程度厚労省等で検査器具等をこういったものを使いなさい、そういった器具が整っていないと検査機関になれませんといったところがございまして、それを満たしている業者さん、そちらを選定させていただきまして、水質検査と保菌検査の業務委託につきましては一般競争入札で行っております。

以上です。

（細川）最後に、一般の入札ということでお伺いしたいのですけれども、最初に指名と言っていたのは、これは何を指していたのでしょうか。済みません、もう一回整理をお願いします。

（水道課長）申しわけありません。業務委託、また工事等を市のほうが発注する場合に、指名参加登録というのを市のほうの契約検査課のほうに申請するのです。その中の業者さんを指名、市のほうでこの業者を指名しますという指名競争入札、また一般競争入札についてはそういった業者さんでないと手が挙げられないという、そういった登録のほうがあるのですけれども、その中の指名業者さんの参加資格がある業者さんの中からだんだん縛りを広げていって、業者さんのほうを選ぶような形になっています。今回の場合は指名ではなくて、一般競争になりますので、条件を満たしているところであれば、手を挙げて、一番安いところが請負業者という形になります。

（はい、わかりましたの声あり）

（阿部）本当に素朴な疑問なのだけれども、この水は、きょうは臭いやという利用者がいて、きょうは飲みいいやと要するにこの次亜塩素酸ナトリウムの含まれる浮遊量だと思っただけだけれども、その日によって臭い日と臭くない日があるのは、原因は一体何なのか。

（水道課長）委員さんおっしゃるように、自分のうちなんかでも、たまにちょっと塩素におうかなというときもございまして。実際のところ、はっきりした原因というのは出てはいないのですけれども、可能性としてあるのは、やはり近隣の、例えば前面の道路に入っている水道管、その水の動きが、例えばきょうは鈍かった、きょうはかなり流れたといっ

たところによっては、残塩のにおいというのは、塩素のにおいというのは水の動きによって変わる可能性というのではないとは言えないと思います。ただ、浄水場では常にある程度一定の量を入れておきまして、また浄水場の出口でどのくらい今回、きょうは残塩があります、端末地域なり水が停滞する地域についてはこのくらいの残塩が出ていますというデータはとっておりますので、水質基準で言っているところの0.1以上の残留塩素を確保しなさいといったところについては常に確認しながら水を送っている形になりますので、委員さんおっしゃるような原因というのは、前面に入っている水道管の水の動き等の若干流れが遅かったり速かったりというのが原因の一つにあるのかなというふうに考えます。

（阿部）ということは、地域によって差があるというふうに理解しているのだね。

（水道課長）やはり町中でも残留塩素が0.5ぐらいだったとして、管末でも0.5あるところもあれば、中には管末では0.4ぐらいまで落ちるという場合もあるかとは思いますが。

（これが足んねんだの声あり）

（水道課長）お水をたくさん使っていただければ、水はうんと動くかと思えます。

（阿部）私の場合、素朴な疑問ばかりで申しわけないのだけれども、この2段目の水質及び保菌検査業務委託、この保菌というのだけれども、保菌というのは菌にもいい菌と悪い菌がいて、そのいい菌を保つためのこれは保菌検査業務委託なの。

（水道課長）説明が不足していて申しわけありません。ここで言う保菌検査は、浄水場に従事する職員が、要は検便なのです。自分が菌を持っているか、持っていないかという検査で、浄水場に勤務する職員については保菌検査をして、大腸菌ですとかサルモネラ菌とかと、そういった菌がありませんという検査を年に3回やらなくてはいけないという水道法の21条だったですか、出ておきまして、それで定期的にやるものが、この今回出ている保菌検査という形になります。

（阿部）俗に言う検便みたいなやつですか。

(水道課長) はい、おっしゃるとおりです。

(阿部) そして、1,500万円もかかるのだけれども、これは検便ってそんなにかかるのですか。何人分の検便なのですか。

(水道課長) 申しわけありません。今回上げさせていただいておる約1,500万円、このうちの水質検査分につきましては1,477万円、保菌検査だけであれば約45万8,000円になります。正確には45万7,920円が保菌検査分になります。今回の業務委託につきましては、水質検査と保菌検査を1つの業務委託として発注するので、1,500万円という大きい金額になってしまうのですけれども、メインとなるのは水質検査がメインとなります。

(阿部) 分けて書けばよかったのだな。

(申しわけありませんの声あり)

(阿部) だから、検便で1,500万円もかかったのでは、それこそうっかり検便もできないなと思うではない。だから、ちょっと私も勘違いしてしまった。

(申しわけありませんの声あり)

(阿部) わかりました。以上。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 平成29年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長にご一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1 時 5 7 分)